

1 固定資産税制の改革

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

固定資産税制を抜本的に見直すこと。

<具体的要求内容>

- (1) 固定資産税制を抜本的に見直し、地価と税負担の関係がより明確となるようにすること。
- (2) 評価と課税の仕組みを、簡素で理解しやすい制度へと見直すこと。
- (3) 商業地等の税負担を緩和するため、当面、商業地等の条例減額制度を継続すること。
また、住宅用地等の税負担の急増を抑えるため、当面、住宅用地等の条例減額制度を継続すること。

2 国有資産等所在市町村交付金制度等の見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

- (1) 国有資産等所在市町村交付金制度を見直すこと。
- (2) 国及び地方公共団体等に対する非課税措置の抜本的な見直しを検討すること。

<具体的要求内容>

- (1) 国有資産等所在市町村交付金制度については、当面、固定資産税相当分に加え、都市計画税相当分も交付するよう見直すこと。
- (2) 同制度の前提となる国及び地方公共団体等に対する非課税措置については、他の同種の固定資産との間の負担の均衡等を考慮して、廃止も含めた抜本的な見直しを検討すること。

3 地方税の電子申告の利用拡大

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

地方税の電子申告の利用拡大のため、必要な財源措置を講じること。

<具体的要求内容>

地方税の電子申告の利用拡大を図るため、利便性向上に要するシステム改修や、継続的な普及促進活動等に係る経費について財源措置を講じること。

4 搜索の立会人の拡大

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局)

国税徴収法第144条における搜索の立会人として、都道府県の職員を加えること。

<具体的要求内容>

搜索の適正な執行を保障させるという観点において、立会人が区市町村の職員でも都道府県の職員でも、差異はない。

個人住民税の徴収率向上等、区市町村と都道府県との連携強化のためにも、区市町村等からの搜索に係る立会人の要請に対して、都道府県が対応できるよう、立会人の規定を改正すること。

5 個人住民税の徴収等の特例の拡大

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎについて、現年課税分も対象とできるよう、地方税法の改正を行うこと。

<具体的要求内容>

徴収支援の強化に当たっては、滞納発生後早期に、徴収及び滞納処分に着手することが重要であることから、法第48条の特例について、現年課税分も対象とできるよう、地方税法の改正を行うこと。

6 自動車の所有権移転代位登録の実現

(提案要求先 総務省・国土交通省)
(都所管局 主税局)

所有権留保付き自動車で割賦代金が完済された場合、租税債権者の代位による所有権移転登録が実現できるよう法令を改正すること。

<具体的要求内容>

租税債権者が自動車の所有権移転代位登録を行うにあたって、自動車検査証の記載事項変更を租税債権者の代位や監督官庁の職権により変更できるよう法令を改正すること。

所有権留保者に対して、譲渡証明書、印鑑証明書等の代位申請に必要な書面の提出を義務付けるよう法令を改正すること。

7 固定資産税等の徴収制度の改善

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

固定資産税・都市計画税については、法定納期限等以前に設定された抵当権により担保されている債権に優先して徴収できる制度を創設する等、関連する制度の改善を図ること。

<具体的要求内容>

固定資産税等については、法定納期限等以前に設定された抵当権により担保されている債権に優先して徴収できる制度を創設する等、関連する制度の改善を図ること。

8 個人事業税の課税方式の見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

個人事業税の課税対象事業を法令に限定列挙する現行の方式を見直すこと。

<具体的要求内容>

課税の公平性を確保するため、個人事業税の課税対象事業を法令に限定列挙する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。それが実現されるまでの間、社会経済情勢に即し、新規業種を課税対象に随時追加すること。

9 自動車関連諸税の維持

(提案要求先 総務省)
(都 所 管 局 主税局・財務局・建設局)

自動車取得税を廃止する場合、地方自治体に減収が生じることのないよう、地方税による安定的な代替財源を確保すること。

<具体的要求内容>

自動車取得税を廃止する場合、地方自治体に減収が生じることのないよう、地方税による安定的な財源を確保すること。

10 差押不動産に係る立入調査権の創設

(提案要求先 財務省)
(都 所 管 局 主税局)

滞納者が所有する不動産を第三者が使用しているとき、差押財産を換価するために必要な調査として国税徴収法に基づいた立ち入りができるよう法令を改正すること。

<具体的要求内容>

国税徴収法に民事執行法第57条と同様の規定を設ける（又は準用する）よう法令を改正し、滞納者の不動産を第三者が使用（占有）している場合も、強制的に立ち入ることができる権限を徴収職員に付与すること。

11 不動産等公売処分等に係る不服申立書についての 発信主義の適用除外

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

不動産等公売処分等に係る不服申立書の提出について、地方税も国税と同様に到達主義となるように法令を改正すること。

<具体的要求内容>

地方税において、不動産等についての公売公告から売却決定までの処分及び換価代金等の配当の欠陥を理由とする不服申立書が郵便又は信書便により提出された場合、その不服申立書が不服申立て先に到達した時に、その提出がされたこととなるように法令を改正すること。

12 償却資産に係る固定資産税の堅持

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局・総務局)

償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。

<具体的要求内容>

償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。

13 固定資産評価審査委員会の審査手続の改善

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

審査の申出に対する固定資産評価審査委員会の決定までの期間について、実態に即した規定となるよう、地方税法を改正すること。

<具体的要求内容>

審査の申出に対する固定資産評価審査委員会の決定までの期間について、現在の30日という日数制限は訓示規定であるとの判例等に従い、実態に即した規定となるよう、地方税法第433条第1項の規定を改正すること。